



佐賀県公報

平成16年
5月6日
(木曜日)
第12450号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更

(三七三・長寿社会課)

○佐賀県種畜検査条例に基づく平成十六年度定期種畜検査の実施

(三七四・畜産課)

公告

○西有田町管内西有田南部地区土地改良事業計画変更同意

(農地整備課)

○ 告示

●佐賀県告示第三百七十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。
平成十六年五月六日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	変更年月日
居宅介護支援	居宅介護支援事業所 ひだまり	新 唐津市佐志一四六番地一 旧 唐津市元石町三七六番地三	平成一六・五・一

●佐賀県告示第三百七十四号

佐賀県種畜検査条例(昭和三十四年佐賀県条例第三十三号)第四条第一項の

規定により、平成十六年度定期種畜検査を次のとおり実施する。

平成十六年五月六日

佐賀県知事 古川 康

一 検査の期日及び場所は、次のとおりとする。

期日	場所
五月一四日(金)	小城郡牛津町 板橋種豚場

二 検査対象家畜は、八月齢以上の繁殖の用に供する豚の雄(家畜人工授精の用に供する種畜を除く。)のうち、現に種畜証明書を有するもの及び新たに種畜の指定を受けようとするもので、血統及び産地が明確なものでなくてはならない。

三 検査を受ける家畜の飼養者は、検査手数料として一頭につき八百円分の佐賀県収入証紙をはり付けた種畜検査願を、検査期日の十日前までに、管轄する家畜保健衛生所に提出しなければならない。

四 検査を受ける家畜の飼養者は、種畜証明書、血統登録証明書、種付台帳及び印章を準備しなければならない。

○ 公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年4月27日西有田町管内土地改良事業(里地棚田保全整備)西有田南部地区の計画変更に同意した。

平成16年5月6日

佐賀県知事 古川 康

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年五月六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)